

「男女平等参画のための東京都行動計画 平成20年度取組実績」

3 東京経営者協会

20年度の具体的取組	実績
1. あらゆる分野への参画の促進	
(1) 働く場における男女平等参画の促進	
均等な雇用機会の確保	
<p>【男女雇用機会均等法、パートタイム労働法関係への対応】</p> <p>(1) 東京経営者協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務を行います。</p> <p>(2) 均等法、パート法に関連したガイドライン等が出された場合の周知を行います。</p> <p>(3) 国、東京都の開催するセミナー、シンポジウムへの共催、又は支援を行います。</p>	<p>(1) 経営労務相談室にて、弁護士による個別相談を実施した。</p> <p>(3) 6/12 東京都労働相談情報センター主催「平成21年度事業主向け均等法セミナー」後援・周知した。</p>
(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現	
子育てに対する支援	
<p>(1) 機関誌や定例会、メールマガジンを利用した育・介法、次世代法、ワーク・ライフバランス憲章・行動指針指針の周知を行います。</p> <p>(2) 次世代育成支援対策推進センターとしての相談受付を行うとともに、定例会における企業の取組み事例紹介を行います。</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ワーク・ライフ・バランス」に関する講演を聴取した。</li> <li>・八都府市仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）推進キャンペーンを後援した。</li> <li>・「子育て応援とうきょう会議」報告書・案内を全会員向け配布した。</li> <li>・10/3 シンポジウム「実践しよう！ワーク・ライフ・バランス」を東京都と共催。</li> <li>・11/20 東京労働局主催「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するセミナー」への後援</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営労務相談室にて、次世代育成支援相談センターとして、月1回相談受付をするとともに、随時電話、メール等にて相談業務を実施した。</li> </ul>
介護・高齢者に対する支援	
<p>(1) 育・介法、高齢法に係わる動向の周知を行います。</p> <p>(2) 再雇用者の基準を就業規則で設けている大企業の場合、来年4月から労使協定が必要となることの周知、及び経営労務相談室での個別相談を行います。</p> <p>(3) 定例会等を通じた高齢者雇用の取組み事例の紹介を行います。</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会にて、育・介法改正概要の説明および全会員向け概要を配布した。</li> <li>・「改正育児・介護休業法」の解説と事例に関するセミナーを開催した。</li> </ul>
2. 人権が尊重される社会の形成	
(2) 生涯を通じた男女の健康支援	
<p>従業員のメンタルヘルス対策</p> <p>(1) 会員企業を対象に臨床心理士等による企業のメンタルヘルス対策について相談業務を行います。</p> <p>(2) 精神疾患に関する知識や労働法との関連などについて学習するためのセミナーを開催します。</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営労務相談室にて臨床心理士による個別相談（月1～2回）を実施した。</li> <li>・機関誌に臨床心理士による「最近のメンタルヘルス」についての記事を2回掲載した。</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月までに、「メンタルヘルスケア」、「健康管理」、「長時間労働抑制」等を主題とするセミナーを4回開催した。</li> <li>・東京労働局主催「産業安全衛生大会」、「産業保健フォーラム」への共催・周知を行った。</li> <li>・11/19 「メンタルヘルス」セミナー実施。</li> <li>・11/24 経営法曹会議主催「メンタルヘルス」に関するセミナーを後援。</li> </ul>